

和 調 第 4 5 4 号  
令 和 5 年 3 月 1 4 日  
( 2 0 2 3 年 )

業 者 各 位

和歌山市長 尾 花 正 啓  
( 財 政 局 財 政 部 調 達 課 扱 い )

## 労働基準法等関係法令の遵守等について

委託契約等において、適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るためには、受託者における労働基準法等関係法令の遵守による労働者保護が非常に重要です。

登録業者各位におかれましては、その趣旨をご理解のうえ、次の事項に十分ご留意いただき、委託業務等を履行いただけますようお願いいたします。

なお、本市との委託契約等において、労働基準法等関係法令の遵守に関する調査資料として、関係官署への情報提供を行う場合がありますので、ご承知おきください。

### 1 労働条件の明示

労働者を雇用するときは、労働基準法により、賃金、労働時間、休日などの労働条件を明確にした書面を作成して、労働者に交付しなければならないとされております。雇用契約については、必ず書面により取り交わしてください。

(労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条)

### 2 適正な労働賃金

賃金は毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならないとされております(労働基準法第24条)。また、労働者の同意があっても最低賃金を下回ることとはできません(最低賃金法第4条)。

※現在の和歌山県最低賃金は、1時間889円です(令和4年10月1日から)。

### 3 労働時間の厳守

労働基準法に基づき法定労働時間は、一部の業種を除き週40時間とされておりますので、厳守してください(労働基準法第32条)

### 4 休憩時間・休日の付与

1日の労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を、勤務時間の途中で与えなければならないとされています(労働基準法第34条)。

また、少なくとも1週間に1日、又は4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません（労働基準法第35条）。

## 5 年次有給休暇の付与

雇入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に、最低10日の年次有給休暇を付与しなければならないとされております（労働基準法第39条）。パート、アルバイト、嘱託等と呼ばれる短時間労働者や、管理監督者も同様です。

また、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者についても、労働基準法に基づき年次有給休暇を付与してください。

## 6 労働者の福祉向上

労働者福祉のため、関係法令の規定に基づき、雇用保険、健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険への適正な加入手続を行ってください。

## 7 労働者に係る税金の納付

労働者に支払う賃金に係る所得税や個人住民税については、関係法令の規定に基づき適正な徴収・納付を行ってください。

## 8 労働者の事故防止

労働災害の防止については、安全教育や作業現場内の設備点検等を十分に行い、事故防止に万全を期してください。

## 9 地元労働者の積極的雇用

委託業務等の実施にあたり労働者を雇用する必要がある場合には、地域の活性化にもつながることから、地元労働者の積極的な雇用に配慮してください。